

第1部 序論

第1章 計画策定の背景と趣旨

総合計画[※]は、地域の将来像を示し、地域の個性を活かしたまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、行政運営の最上位の計画として位置づけられます。本町では、平成12年度に「栄町基本構想」を改定し、おおむね10年間で1つのステップとし、3つのステップを経て「水と緑の田園観光都市」を実現させようとしています。また、平成13年度に策定した前期基本計画は、ステップ1の期間における前期の5か年計画として、計画期間内に行おうとする各種施策を体系的に定めたものですが、この計画が平成18年度をもって終了を迎えます。

この間、地方自治体を取り巻く環境は、三位一体改革[※]の実現に向けた地方税財政改革、新分権一括法[※]の制定、市町村合併の進展を踏まえた道州制[※]の議論など、制度的かつ財政的にもかつてないスピードで変化しているため、一層厳しさを増す財政状況を踏まえて、真に対応しなければならない政策・課題等に重点的に対応したムダのない効率的な行政を実現することが求められています。

このため、現在、従来の行財政運営に、「顧客志向」、「成果志向」といった民間企業における経営理念や行動規範を本格的に取り入れ、町民起点及び成果主義に立った各部署による自主・自律的な行政経営の転換へ向けて、全庁的に経営改革を推進しているところですが、これまでの総合計画は、各行政分野の施策・事務事業を総花的・並列的に記載し、目標の水準や達成期限が不明確であったり、施策・事務事業の達成度の評価が十分に行われていなかったり、庁内における活用度が低いといった課題があげられます。

そこで、今後、限られた経営資源の中で効率的な行政経営を目指すためには、組織の全ての課題を解決する網羅的計画として、目標と手段を明示し、「施策の選択と資源の集中」による戦略性の高い計画とする必要があります。また、「町民との協働によるまちづくり」を進めていくためにも、行政と町民との役割分担を明確にしたうえで、庁内の計画にとどまらず、町民にとっての活動の根拠となり、公共を支える全ての人々にとって「使える」計画にしなければなりません。

※総合計画：基本構想／基本計画／実施（実行）計画の3つで構成され、まちづくりを進める総合的な指針となるもの。

※三位一体改革：補助金の縮減、国から地方への税源移譲、地方交付税改革を一体で行い、国と地方の税財政関係を抜本的に改革すること。

※新分権一括法：国と地方の権限と責任を再整理し本格的な地方分権を進めるため、関係法令をまとめて改正する法律。3年以内に国会提出することが表明されている。

※道州制：広域自治体として都道府県を廃止し道州をおき、道州と市町村の二層とするもの。

以上のようなことを踏まえ、「町政の主役は、町民」であることを基本に、21世紀にふさわしい本町の目指す姿の実現を目指して、平成19年度から平成22年度までの4年間を計画期間とする後期基本計画を策定するものです。

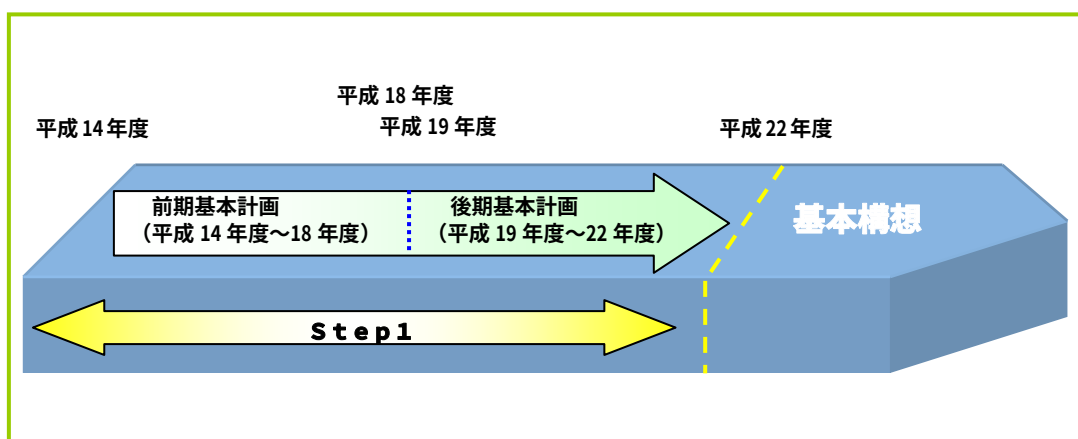
【計画の位置づけ】

◇ 将来像 「水と緑の田園観光都市」

～きらめきのなかで笑いがこだまし未来をうるおすまち～

◇ 基本理念 「未来の子どもたちに贈る ふるさとの創造」

◇ 栄町総合計画の構成・期間



◇ 基本構想実現のための3つのステップ



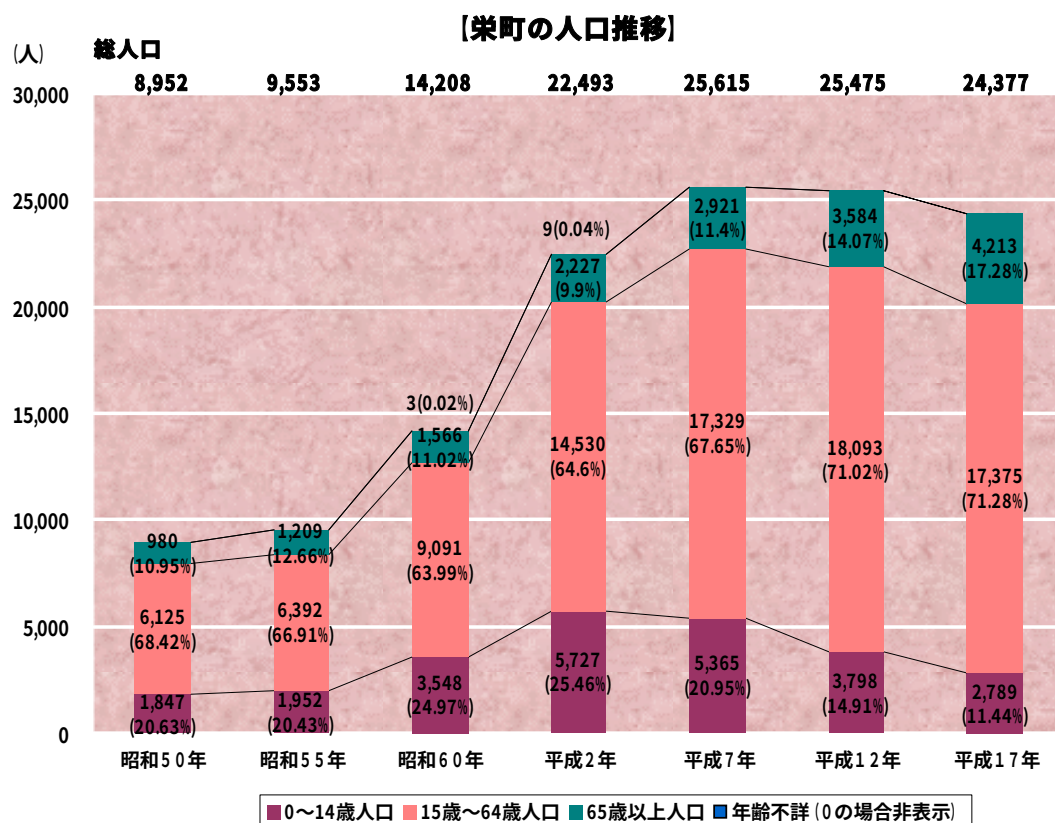
第2章 社会動向と本町の将来像

第1節 本町を取り巻く時代潮流

1 少子高齢化の進行

日本の人口は、平成17年国勢調査によると、総人口は1億2776万7994人で、前回の平成12年調査に比べ84万2151人（0.7%）増加していますが、出生率の低下により平成18年をピークに減少傾向に転じるとされています。また、総人口に占める65歳以上の老年人口比率は20.1%と過去最高を更新し、少子高齢化が進行しています。

本町においては、平成7年の25,615人をピークに人口が減少しており、出生率は平成17年で0.94人と全国及び県内自治体と比較して低い状況にあります。さらに老年人口比率は17.3%ですが、50歳代人口が全体の21%と特に高く、人口減少とともに他の自治体と比べ少子高齢化が急速に進行していくものと予測できます。



※資料：国勢調査

2 地方分権の進展

現在の地方公共団体は、地方分権一括法に伴う事務の再配分や、三位一体改革による税源移譲等、国と地方のあり方とその役割の急激な変革の波にもまれており、「自己決定」「自己責任」が求められる範囲は拡大しつつあります。そのような中、市町村のあるべき姿としては、住民にとって最も身近で、互いの顔を見て会話ができる唯一の行政組織としての役割を自覚し、地域を担う基礎自治体として、自立した地域社会を形成していく責務を認識して行動することが求められています。

3 協働のまちづくり

分権型社会を形成するにあたっては、町民や行政などの全ての主体が将来の目指す姿（成果）を共有し、適切な役割分担の下、地域課題の解決に意欲的に取り組む新たな自治の仕組みを構築することが求められています。

本町においても、町民総意識調査では、これまでに何らかの「地域活動・社会活動に参加したことがある」という回答が73.2%で、「参加したことはない」という回答22.7%の3.2倍となっており、町民の社会への貢献意識や参加意識が高まっているといえます。また、団塊の世代が多い本町にとっては、これから大量退職の時期を迎えようとしている中（いわゆる「2007年問題」）、社会で様々なノウハウを身につけたこの世代が、地域の担い手として積極的に活躍できる体制を準備しておくことも必要であり、町民自らが行うべき活動、行政が提供すべき活動、または両者が共同で実施すべき活動といった役割分担を明確にした上で、町民と行政との信頼関係に基づく「協働体制」の確立は大変重要なキーワードです。

4 財政基盤の低下

国・地方を含めた財政基盤は、過去の好景気にあたって過剰な公共投資や民間の資本投資などにより累積債務が増加し、その後の長引く景気の低迷を受け行政運営の基本である税収が大きく減少し、全国的規模（一部自治体を除く）で財政状況が悪化しています。本町においても、町税や地方交付税など経常的な歳入の落ち込みにより、平成16年度末時点で財政調整基金が底をつくなど、サービス需要に対応する原資の確保が困難な状況となりつつあり、かつて経験したことのない危機的状況に直面しています。今回策定する後期基本計画は、財政再建を最優先とする財政健全化計画（平成17年度～19年度）の計画期間内でもあり、また、以降の財政計画（P11参照）からも、求められる全てのニーズに行政だけで対応することは現実的に不可能です。

第2節 本町の将来像

分権型社会において、基礎自治体である市町村は住民に最も身近な総合的な行政主体として、十分な権限と財政基盤を有し、高度化する行政ニーズに的確に対応できる足腰の強い自治体となっていかなければならないことから、そのための有効な手段としての市町村合併の推進が重要とされています。

本町においても、市町村合併の必要性は以前から十分認識しているところであり、早期に協議基盤を設置し具体的な協議を進めていく必要があると考えています。平成18年12月には、「千葉縣市町村合併推進構想」が公表され、その中で栄町は、成田空港周辺の「空港圏」として2市4町で合併すべきという方針が示されています。「空港圏」での合併は、過去の北総地域における合併協議の経緯からも、まちづくりを考える上で欠かせない手段の一つです。しかしながら、市町村合併のみをもって財政構造や行政構造の抜本的改革につながるものでもありません。市町村合併は、地域社会を成り立たせていた“自助・共助・公助”というキーワードを今こそ再認識したうえで、地方行政・住民自治のあり方と合わせて議論していくことが重要であると考えます。

町の進むべき方向は、主権者である町民が、自分たちの地域をこれからどのようにしていきたいのか、自ら考え、決定し、それを目標として共有する。そして、それぞれが地域社会づくりの主役となって力を発揮し、相互に理解し補完し合いながら地域課題の解決を図るといった、地域協働・地域主導のまちづくりを実現していかなければなりません。

平成16年度に実施した「町民総意識調査」においても、町民のみなさんとのパートナーシップによるまちづくり関連の事業を、今後どのように行っていくのが良いかについて聞いたところ、住みよいまちづくりの実現には、“行政・地域団体・住民グループなどが協力し合って取り組むべき”と考える町民が約65%となっています。

以上のようなことから、本町が目指す平成22年度の社会の姿を、次のとおりとします。

安全で安心な活力ある共生社会

～四季の恵・憩いの水辺 いきいき、のびのびさかえまち～

町民は、『おたがいさま』の気持ちにより助け合いの心を育み、一人ひとりが自立し、にぎわいに満ちた、健康でゆたかな暮らしをしている。

第3章 新しい町の経営像

第1節 4年後の経営の姿

これから栄町を経営していくにあたっては、経営の「対象」について、二つの視点をもつことが必要です。一つは、地域全体をどのように経営していくかという『地域経営』の視点、そしてもう一つは、地域経営の中で行政をどのように経営していくかという『行政経営』の視点です。

◆地域経営◆

町には、住民（個人・家庭）、コミュニティ組織、ボランティア団体、NPOその他の民間団体、企業、町民を代表する議会、そして行政といった、様々な主体が存在し、相互に影響を及ぼし合いながら活動を行っています。『地域経営』とは、このような多様な主体から構成される地域社会の経営資源を活かし、いかに地域の価値を高め、各主体の満足度を高めていくか、それをマネジメントすることをいいます。

社会の成熟化に伴い、町民の価値観やニーズが多様化・高度化しています。また、少子高齢社会、経済低成長時代を迎え、「公共」の守備範囲が拡大している一方で、経営資源の限界等により行政で対応し得る公共サービスの範囲が縮小するため、行政と「公共」の領域にズレが生じ、行政運営も難しい局面を迎えています。さらに、地方分権が実行の段階を迎えた現在、地方公共団体においては、住民に最も身近な行政主体として、自主的・自律的な自治体経営を行っていくことが強く求められています。

このような社会環境変化の大きな潮流の中で、公共サービスについて、すべて行政が責任をもって提供することを前提としてきたこれまでの行政主導のまちづくりから、地域における様々な主体がそれぞれの立場で「新しい公共」を自ら担うという、地域経営の新たな展開の必要性が高まっています。「地域のことは地域で決め、地域で担う」「地域の課題は、地域で解決する」「新たな責任分担・役割分担のもとで、地域経営資源を最大限に活かした最適化された社会システムを構築する」・・・こういった地域社会のしくみ・営みが、新たな地域経営の姿として実現されることにより、地域はより豊かに、より魅力的に、そして皆が満足できるものになることが期待されます。

他方で、行政は、地域経営のリーダーとして、また調整役として、そしてサポート役として、地域の要となって活動することが必要です。地域の経営資源を

いかに活かして、地域の価値を最大化するかを考えて実践する、いわば「マネージャー」の重責を果たさなければなりません。

◆地域経営の姿

町民、議会、行政が協働して、地域のことは地域で自主的に決め、適切な役割分担のもとで地域全体が担い手となって活動している。それにより、地域の価値、町民の満足度が高まっている。

行政は、そのような地域社会を実現するための「マネージャー」として、町民を支援し、町民の力を引き出し、町民との協働を推進し、調整機能を積極的に果たしている。

◆行政経営◆

前述のとおり、行政は、地域を構成する重要な一主体です。したがって、『行政経営』は、地域経営の一部であるとともに、より良い地域経営を実現していくための要として、これまで以上にしっかりと機能することが強く求められます。

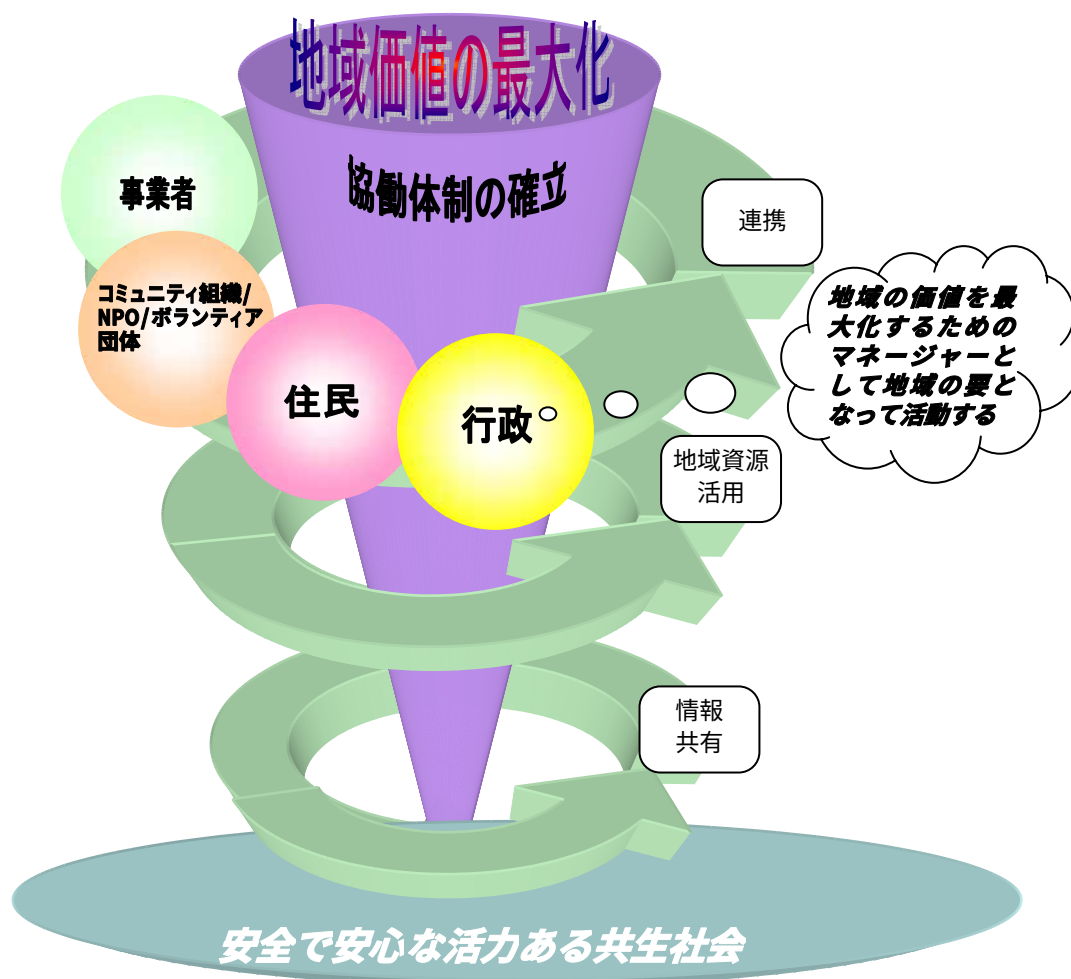
新しい『行政経営』においては、特に2つの機能が重要になります。一つは、激変する社会の変化を捉え、地域の進むべき方向性を的確に判断することができる、『高い政策立案能力をもつトップマネジメント』の存在です。そしてもう一つは、トップマネジメントが示す方向性に基づき、創意工夫をしながら、高い成果を実現することのできる『自律経営する執行部門』の存在です。

『高い政策立案能力をもつトップマネジメント』と『自律経営する執行部門』が両輪となって機能することにより、行政の経営は刷新できるものと考えます。すなわち、経営者（町長）が示すまちづくりのビジョン、経営方針、政策に関する基本的な方針と目指すべき方向を受けて、課、班などの各階層の組織が、自らの組織のビジョンや目標、使命、戦略を明確にし、与えられた権限と責任のもとで、効率的で効果的な業務の執行を図る。こういった経営を実践することにより、行政として、限られた経営資源の中で最大の価値を生み出すことができる組織への転換が可能となり、これが町民からの信頼獲得につながるようになります。

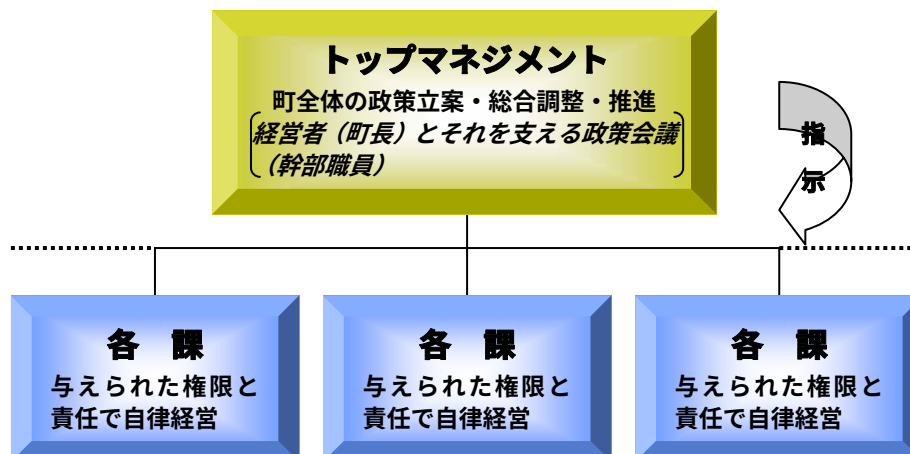
◆行政経営の姿

『高い政策立案能力をもつトップマネジメント』と『自律経営する執行部門』が両輪となり、各組織が、ビジョンや目標、使命、戦略をもって、与えられた権限と責任のもとで、効率的で効果的な業務の執行を図っている。それにより、行政として、限られた経営資源の中で最大の価値（町民満足度）を実現し、町民からの信頼を得ている。

地域経営のイメージ



行政経営のイメージ



第2節 行政が果たすべき使命

「4年後の経営の姿」を実現するために、行政は、これまで果たしてきた役割を見つめ直し、新たな経営像に適応した役割へと転換を図ります。

◆行政の使命

町民にとって「ベスト」な公共サービスの提供

【地域経営の視点から】

地域における課題解決の主役は町民であるという視点において、行政と町民、コミュニティ組織、ボランティア団体その他民間団体などが重要なパートナーとして相互に連携して公共サービスを提供していく協働体制の確立など、町民の力が活きる環境（ステージ）を整備する。

【行政経営の視点から】

町政が税金や使用料、手数料など町民の負担によって賄われていることを再認識し、財源など限られた資源を基に、最も価値観が共有されるサービスの提供について、「できることから」をモットーに、町民の視点に立ったスピード感のある意思決定と確実な実行により、「結果」ではない「成果」を重視した行政経営を進める。

第3節 行政経営の価値観（行動規範）

「4年後の経営の姿」を実現するために、上記に示す「使命」を果たしますが、その際には、全職員が次のような価値観に基づき行動します。

◆価値観（行動規範）

① 町民から信頼される行政をめざします

② 全職員が目標を共有します

③ 全職員が創意工夫により変革の行動をおこします

第4節 行政経営の基本方針

1 基本指針

「新しい行政経営像」を実現するために、以下の各点を、今後4年間の行政経営の指針とします。

◆経営の基本指針

1. 極めて厳しい財政状況を踏まえ、必要な事業の選択について、明確な根拠を持って説明責任を果たします。また、中長期的に安定した行財政基盤を構築していくために、地域資源の有効活用や行政活動の民間開放の推進など、より一層の効果及び効率性を追求し、創意工夫と独自性をもって、地域の活性化施策を実行していきます。
2. 行政の活動効率を向上させるだけでなく、民間力《町民／NPO／企業など》の発揮と人間力《技術／技能／ノウハウ／知識など》の活用等、潜在的な地域力を発掘し、相乗効果による公共サービスの水準向上につなげていきます。
3. 心豊かな生活をおくるための基礎である「健康」について、保健・医療というこれまでの枠に捉われない、日常的な生活・環境・地域社会といった幅広い分野が連携・協力した、健康づくりへの新たな取り組みを行います。

2 重点戦略

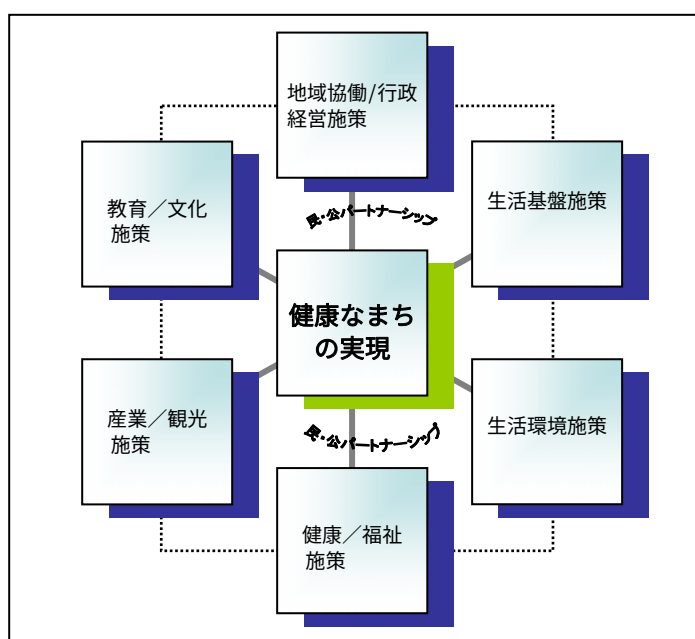
限られた経営資源で質の高い公共サービスを提供するため、前期基本計画の推進状況を踏まえ、今後4年間で特に重点的に施策展開を導き出す価値基準は、次のとおりです。

◆重点戦略

- ◇ 健康づくり（健康でいきいき・のびのび暮らせる地域社会の構築）
- ◇ 次世代の育成（子供たちの健全な成長を社会全体で見守る環境づくり）
- ◇ 産業・観光の活性化（地域の資源を活かしたまちづくり）
- ◇ 新たな公共づくり（民、公パートナーシップによるまちづくり）
- ◇ 環境の保護（資源循環型の環境づくり）
- ◇ 防災体制の強化（災害に強いまちづくり）

特に「健康づくり」については、WHO（世界保健機関）が提唱したヘルスプロモーション[※]の考え方を取り入れ、個人の健康的な生活習慣づくりと、それを支援する環境づくりの両面から健康づくりを推進していくこととした「健康さかえ21」計画を平成17年に策定し、「みんなで力をあわせて健康なまちづくり」をスローガンに、誰もが心豊かに生活できる社会の実現を目指しているところであり、本計画期間中における最優先課題として取り組みます。

～各施策の連携による健康なまちづくりのイメージ～



健康なまちは、保健施策だけで実現できるものではありません。上の図に示すように、行政活動のさまざまな分野の施策が重なり合って、行政組織間のもとより、町民、医療・保健・福祉関連機関、ボランティア団体（NPOを含む）、企業など全ての主体が、それぞれの役割の中でお互いに連携・協働して健康づくりの環境を整備することが必要です。

このため、第2部（分野別戦略計画）では、健康づくりをはじめとした6つの重点戦略を踏まえて、各分野の「目指す姿」、「成果目標」、「行政の果たす役割」、「町民に期待する役割」をそれぞれ掲げるものとします。

※ヘルスプロモーション：WHO（世界保健機関）が1986年にオタワにおいて提唱した、新しい健康観に基づく21世紀の健康戦略。2005年に新たに示された「バンコク憲章」では、“人々が自ら健康とその決定要因をコントロールし、改善することができるようにするプロセス”と定義されている。

3 財政計画

今後4年間の財政計画は次のとおりです。この計画に基づき、今後4年間で実施する主な施策が第2部にまとめられています。

(単位：億円／％)

<歳入>	後期（H19～22年度）		※参考 前期（H14～18年度）	
	総額	年度平均額		年度平均額
歳入総額	228.6	57.2	100.0	68.7 100.0
町税、地方交付税等	186.7	46.7	81.6	53.1 77.3
その他 (国県補助金、地方債等)	41.9	10.5	18.4	15.6 22.7

<歳出>	後期（H19～22年度）		※参考 前期（H14～18年度）	
	総額	年度平均額		年度平均額
歳出総額	226.6	56.7	100.0	67.4 100.0
義務的経費 (人件費、扶助費、公債費)	143.2	35.8	63.1	36.3 53.9
その他 (特別会計への繰出金、投資的経費等)	83.4	20.9	36.9	31.1 46.1

4 求められる職員像

分権型社会に対応し、行政経営を着実に推進していくためには、職員一人ひとりの意欲の向上を図り、その能力や可能性を引き出し、組織としての総合力を高める必要があります。このため、町が求める職員像を“創造型職員”と定め、さまざまな行政サービスの付加価値を創り出していく職員として、次の四つの役割を備えなければならないとしています。

◆求められる職員像

1. 町民の価値を創造する町民感覚
2. 組織の価値を創造する経営感覚
3. 未来への価値を創造するチャレンジ精神
4. 社会への価値を創造する豊かな人間性

第5節 計画の運用

1 運用の基本的考え方

計画は立案することよりも、それを実行することの方がはるかに重要です。本計画を計画的かつ効果的に実行するために、以下のような基本的な考え方に基づき、計画の運用を図ります。

- 全職員が、本計画を理解し、共有し、計画実行にあたっての自らと自らの組織の役割を適切に認識して業務に取り組む。
- 各課は施策・事務事業を計画的かつ効果的に実行し、4年間を通じて目標を着実に達成する。
- 計画の進行管理は、政策会議※により定期的を実施し、その結果については町民にも公表する。
- 職員は計画の進行状況を踏まえ、進捗が悪い場合には、推進するうえで障害となる問題点を明らかにして適切な対処を行うとともに、社会経済環境の変化や制度変更などがあった場合には、明確な説明責任のもと、適切な軌道修正を図る。

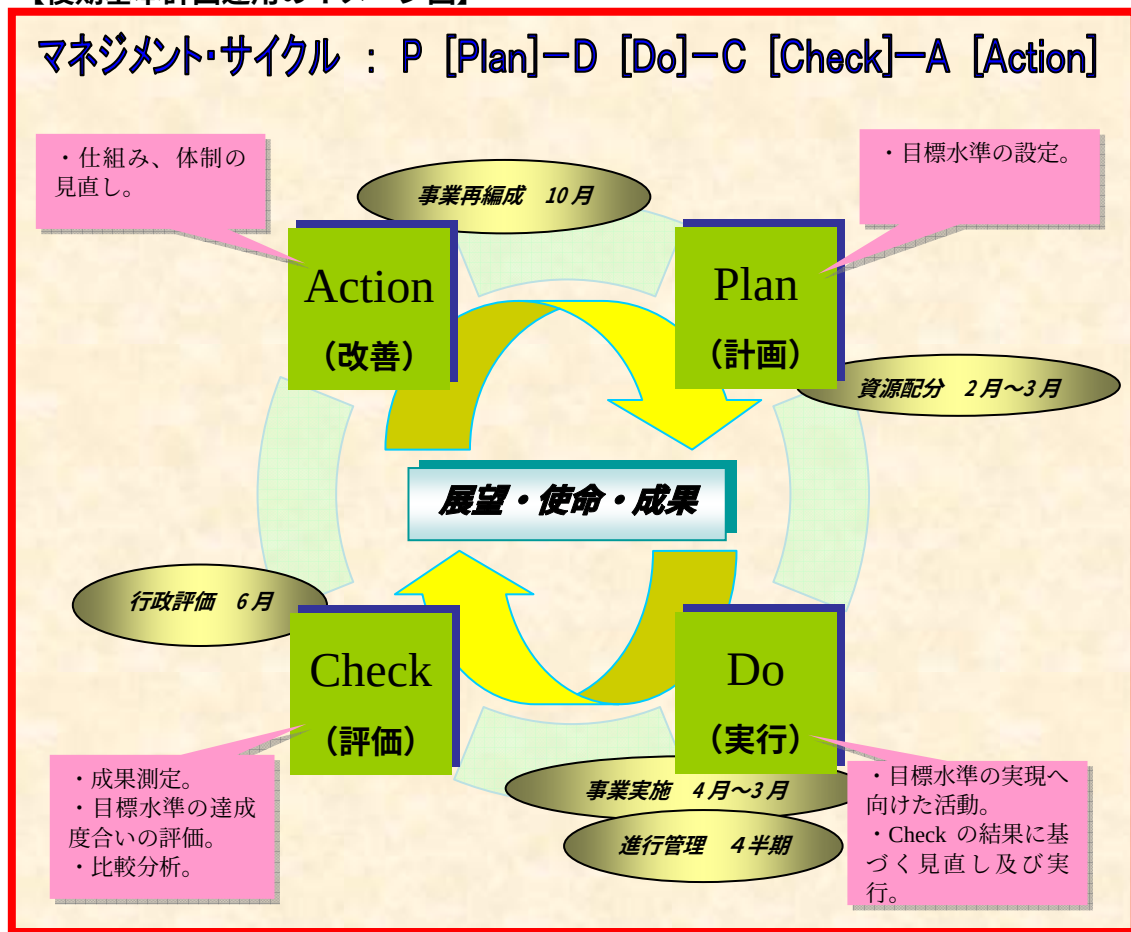
2 運用の方法

町民ニーズや社会・経済の動向は日々変化しており、計画の推進段階においては、施策や事務事業の成果を1年毎に測定・評価し、その結果に基づいて適切な改善（改革）活動を行うとともに、資源配分や事業編成に効果的に反映させていく必要があります。この改善（改革）活動がマネジメントであり、総合計画の推進に欠かせない活動です。

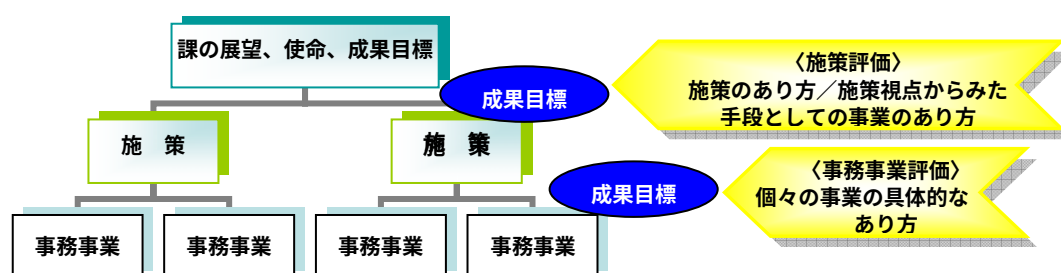
前期基本計画の成果測定については、平成16年4月に「栄町パブリック・マネジメント・システム」を整備し、計画実施中の段階において「行政評価方式」により評価し改善活動を行ってきました。本計画の進行管理についても、成果目標に基づく、P（Plan：計画）－D（Do：実行）－C（Check：評価）－A（Action：改善）の一連のサイクルにより実施します。

※政策会議：町長、教育長、消防長、総務政策課長以下主要7課長で構成され、町政の基本方針及び重要施策に関する事項を審議するとともに、町政の総合的かつ効率的な推進を図るため設置している会議。

【後期基本計画運用のイメージ図】



【行政評価方式による成果測定（進行管理）の方法】



【マネジメントにおける役割】

経営者（町長）等
トップマネジメント

課長・班長等

担当者

町のビジョン、戦略（政策）の提示、成果の目標管理

町全体の舵取り

課・班等のビジョン、戦略（施策）の提示、成果の目標管理

課、班の組織の舵取り

事務事業（業務）の立案、執行、成果の目標管理、町民とのコミュニケーション：事務事業の効果的・効率的な実施

第4章 人口と土地利用

第1節 人口

1 人口の考え方

昭和 52 年に成田都市計画区域に編入した当時は 9,160 人[※] だった人口も、民間宅地開発事業で 5 団地が造成され、その入居が開始された昭和 58 年には 10,989 人、平成元年には 21,346 人を数える急増を見せ、その後も微増を続け平成 10 年には 26,220 人と 2.9 倍まで増加しました。しかし、その後は減少傾向にあり、平成 17 年国勢調査では 24,377 人となっています。

日本の総人口は平成 17 年に減少局面に入っており、本町の計画期間内における人口も、少子化などにより減少傾向が続くものと予測されています。

しかし、人口は町の活力維持と持続可能な社会づくりにとって重要な要素であるため、町民が住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを進めることにより、できる限り町外への流出を抑え、併せて市街地内の未利用地・空き家対策及び居住環境の整備促進等による増加策を推進することで、減少率を抑制した人口設定とします。

※各年次の人口は住民基本台帳による。

2 4年後の人口

過去の人口の推移を踏まえたうえで、今後の宅地開発の動向などの諸条件と後期基本計画期間中に展開する施策の実施効果を加味し、4 年後の人口を以下のとおりとします。

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総人口 [※]	25,475 人	24,377 人	24,000 人

※国勢調査による人口

第2節 土地利用

1 土地利用の考え方

基本構想では、平成12年をスタートとして30年後の将来像「水と緑の田園観光都市」を実現するため、10年毎の3つのステップで目標を達成していくとしています（P2参照）。

後期基本計画における土地利用については、基本構想の「土地利用構想」に示されている「水の交流ゾーン」、「緑の交流ゾーン」、「生活交流ゾーン」、「生産交流ゾーン」、「いきいき交流ゾーン」の5つのゾーン別に、ステップ1の期間における各ゾーンの進捗状況と課題を把握したうえで、改めて今後の方向性を明らかにし、魅力ある『ふるさと』の創造につなげるものです。

2 土地利用方針

『水の交流ゾーン』

《利根川・長門川親水ふれあいエリア》は、町民の憩いの場や広域交流の拠点として、河川等を活用した親水空間を形成することとしています。現在は河川敷等の水辺空間の有効活用が十分にされていないため、今後、具体的な利用計画を作成し、水辺資源を最大限に活用して本町の親水拠点としての土地利用を誘導します。

『緑の交流ゾーン』

「房総のむら」を核とした土地利用については、竜角寺古墳群[※]の全体を国指定史跡として位置づけられるよう、文化庁及び千葉県との連携により積極的に整備保全を図るとともに、観光拠点としての活用に努めます。

また、龍角寺及び白鳳道[※]の整備、クラインガルデン[※]やグリーンツーリズム[※]の展開についても引き続き検討するとともに、ゾーン北側（麻生・須賀・北辺田・興津）の里山景観整備は、魅力ある憩いの場として地域協働により引き続き推進するなど、自然資源や歴史的な文化資源を最大限活用した土地利用を誘導します。

※竜角寺古墳群：岩屋古墳などを含む古墳群で、柴町側に84基、成田市側に29基の合計113基で形成されている。

※白鳳道：龍角寺から房総のむらへ真南に延びる道路で、龍角寺が建立された白鳳時代から使われていた道。

※クラインガルデン：ドイツ語で「小さな庭」という意味で、日本では市民農園にログハウスを付設した「滞在型市民農園」を指すことが多い。

※グリーンツーリズム：農山村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動で、ヨーロッパ諸国で普及した旅のスタイル。日本では、市民農園、田植え・稲刈り作業等への参加、体験学習、イベントなど広く都市農村交流一般を指すことが多い。

『生活交流ゾーン』

少子化の進行などにより町人口が減少傾向の中、特に、生産年齢人口の減少が町財政にも大きな影響が出てきています。他方で「町民総意識調査」によると、自然環境の良さなどを理由としてこれからも栄町に住みたいという回答が全体の2/3を越えています。そこで、今後は、恵まれた自然環境を保全しつつ、快適でゆとりと活気に満ちた暮らしを実現できるよう、次世代を担う若年・子育て世代が居住しやすい住宅や、多世代の同居・近接居住など、高齢者が安心して住める住環境の整備について、既成市街地における都市機能の充実はもとより、既成市街地に隣接した地区として、堀口地区（役場庁舎西側）を中心に地域の特性を十分に活かした個性的で魅力ある住宅地の形成を誘導していきます。

また、景観形成として、町民と協働で緑化や花による魅力あるまちづくりを進めているところですが、さらに範囲を広げ快適で良好な生活空間の形成を推進します。

『生産交流ゾーン』

近年では、農産物直売所及び総合交流拠点「ドラムの里」の開設により、地域内流通システムが構築されつつあります。今後も、付加価値の高い農産物の生産・流通による魅力ある農業の展開が可能な生産基盤を維持しつつ、農地の有効利用や田園景観の活用等についても、地域の意見を踏まえながら推進していきます。

また、商工業については、就業機会の確保と地域経済の発展の源となる新たな産業立地、地域内循環ネットワークの推進など、幅広い産業交流基盤の整備を進めていきます。特に、成田空港への近接性を活かし、主要地方道鎌ヶ谷本埜線バイパスや若草大橋先線等の広域幹線道路計画を視野に入れ、主要道路交差部周辺における沿道サービス系の施設や、安食駅南部地区の面的整備と併せた商業・業務系施設の立地に向けた土地利用を検討し誘導していきます。

『いきいき交流ゾーン』

《長門川親水都市エリア》は、水の町のシンボルとしての役割を担うエリアとして位置づけ、長門川の自然に親しむ水辺空間、親水レクリエーションの場となる広域交流拠点として、大規模公園の整備を推進していくこととしていますが、今後は、利根川水系における国の治水計画との整合を図り、安食駅南部地区や広域幹線道路計画の進捗と併せて促進していきます。

《利根川ふれあい交流エリア》については、広域幹線道路計画を視野に入れ、若草大橋と国道356号バイパスの交差部周辺を、広域的な利便性を活用して、人・ものの新たな交流や連携を図り、地域のにぎわいづくりや地域産業の振興など、活力創出に資する土地利用を地域の意見を踏まえながら検討していきます。

土地利用構想図

